

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

湖北水道企業団

水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されたことにより、指定給水装置工事事業者の更新が従来の無期限から**5年間**となります。

指定給水装置工事事業者の指定を受けた日によって有効期限が異なりますので下表をご参照ください。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に**郵送**にて案内文を通知します。

指定を受けた日	有効期限	指定番号	該当数
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日	1～42	26
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日	43～110	59
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日	111～160	45
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日	161～223	60
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日	224～271	48
令和元年10月1日以降	指定日から5年未満	272～	

郵便が不着等の場合、再送はいたしませんのでご了承ください。

更新制度が導入されることに伴い、業務内容状況を事前に把握するため、同封されている業務内容等確認書にご記入いただき、**郵送**にて提出をお願いいたします。

## 指定更新の要件 水道法第25条の2（指定の申請）に準用

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

## 申請の必要書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 機械器具調書
- ④ 湖北水道企業団指定給水装置工事事業者証（返却）
- ⑤ 指定給水装置工事主任技術者免許状の写し
- ⑥ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（業務内容等確認書）
- ⑦ 登記事項証明書及び定款（法人の場合） 住民票の写し（個人の場合）
- ⑧ 事業所の案内図（住宅地図の案内図等）
- ⑨ 受講証・修了証・資格証の写し
- ⑩ 更新手数料 10,000円 ※提出書類確認後に発行いたします

## 更新時の確認事項（4項目）

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容状況（営業時間、漏水修繕等）  
同封されている業務内容等確認書にご記入いただき、**郵送**にて提出をお願いいたします。
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況